

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	児童福祉法に係る障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費及び障害児入所医療費の支給に関する事務についての基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大阪府は、児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費及び障害児入所医療費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

- ・本事務において用いるシステムの利用にあたっては、内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ID及びパスワードによるアクセス制限、利用可能端末の制限、システム操作者の使用記録を保存する等の対策を講じる。
- ・外部からの当該システムに対するアクセスを制限し、責任者の許可がある場合を除く外部への情報資産の送付及び持ち出し並びに外部における情報処理作業を禁止する等、情報漏洩に対する対策を講じる。
- ・当該システムの維持管理等を外部事業者に委託する際には、当該事業者との契約において大阪府個人情報保護条例に基づく個人情報取り扱い特記事項を締結し、当該事業者に対し、個人情報の保護のための措置を講じること等を義務付ける。

評価実施機関名

大阪府知事

公表日

令和7年8月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	児童福祉法に係る障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費及び障害児入所医療費の支給に関する事務
②事務の概要	【概要】 ・児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)に基づき、障害児入所施設への入所を希望する障害児の保護者からの申請を受理し、給付費支給の要否、支給期間及び上限負担月額等について審査し、入所受給者証を交付する。また、給付費等支給決定を行った障害児に係る給付等の内容を管理する。 【具体的内容】 ①上限負担月額を決定するために、入所給付費支給の申請の際に提出された申請書及び住民票等に記載された当該入所児童の保護者及びその同一世帯に属する者に係るマイナンバーを用いて、生活保護実施関係情報及び市町村民税課税状況について調査する。 マイナンバーを用いて課税状況の調査を行うことにより、申請時に添付する書類の省略化を図るとともに、審査事務の省力化を図る。 ②受給者証を交付した障害児に係る給付等の情報に基づき受給者台帳を作成し、管理することにより、給付費支払の根拠とする。 また、他所属又は他機関からの照会に対して、定められた範囲で障害児入所措置等に関する情報の提供を行う。 【Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務について】 ・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	児童相談ITナビシステム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、Public Medical Hub(PMH)

2. 特定個人情報ファイル名

障害児入所施設受給者台帳ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	○番号法第9条第1項 別表 8の項 ○番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号)第七条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 ○情報照会に係る根拠 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第9号)第2条 表 11の項及び18の項 ○情報提供に係る根拠 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第9号)第2条 表 14の項、18の項、20の項、42の項、80の項、81の項、125の項、144の項、155の項及び161の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉部障がい福祉室
②所属長の役職名	障がい福祉室長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	福祉部障がい福祉室地域生活支援課発達障がい児者支援グループ 〒540-8570 大阪府中央区大手前2丁目 大阪府別館1階 電話番号:06-6944-6689 大阪府府民文化部府政情報室情報公開課 公文書総合センター(府政情報センター) 〒540-8570 大阪府中央区大手前2丁目 大阪府庁本館1階 電話番号:06-6944-8371
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉部障がい福祉室地域生活支援課発達障がい児者支援グループ 〒540-8570 大阪府中央区大手前2丁目 大阪府別館1階 電話番号:06-6944-6689
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月12日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年5月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、本事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても事務処理手順のマニュアル化や複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・ 申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・ 特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管	

9. 監査	
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない [十分に行っている]
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている [十分である]
判断の根拠	児童相談ITナビシステムにおいて、担当業務に必要な職員のみが閲覧等が可能となるよう、生体認証及びパスワードによりアクセス制限を実施している。統合宛名システムと情報連携をするために、当システムに特定個人情報を登録する際は、複数人で確認を行ったうえで登録作業を行うこととしており、登録後はシステム管理者の承認がなければ修正等が行えないよう制限を実施している。 また、統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。 これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月21日	I 関連情報の7.特定個人情報 の開示・訂正・利用停止請 求に係る請求先の変更	大阪府府民文化部府政情報室情報公開課 公文書総合センター（府政情報センター） 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大 阪府庁本館5階	大阪府府民文化部府政情報室情報公開課 公文書総合センター（府政情報センター） 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大 阪府庁本館1階	事後	令和4年5月9日付で場所移 転したことによる変更
令和7年8月5日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	○番号法第九条第一項 別表第一 七の項 ○番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令 第五号）第七条	○番号法第九条第一項 別表 八の項 ○番号法別表の主務省令で定める事務を定め る命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五 号）第七条	事後	法改正に伴う対応
令和7年8月5日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	○情報照会に係る根拠 番号法第別表第二の八の項、十四の項、十五の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報 を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第七 号）第七条、第十一条、第十一条の二 ○情報提供に係る根拠 番号法別表第二の十の項、十四の項、十六の項、二 十六の項、五十六の二の項、五十七の項、八十七の 項、百八の項及び百十六の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令 第七号）第九条、第十一条、第十二条、第十九条、 第三十条、第三十一条、第四十四条、第五十五条、 第五十九条の二	○情報照会に係る根拠 番号法第十九条第八号 番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人 情報の提供に関する命令（令和六年デジタル 庁・総務省令第九号）第二条 表 十一の項、 十八の項及び十九の項 ○情報提供に係る根拠 番号法第二十一条第二項及び第二十八条	事後	法改正に伴う対応
令和7年8月5日	IVリスク対策 8 人手を介在させる作業	（新規項目）	記載のとおり	事後	様式改正に伴う追加
令和7年8月5日	IVリスク対策 11 最も優先度が高いと考え られる対策	（新規項目）	記載のとおり	事後	様式改正に伴う追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月5日	I 関連情報 ②事務の概要	【概要】 ・児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)に基づき、障害児入所施設への入所を希望する障害児の保護者からの申請を受理し、給付費支給の要否、支給期間及び上限負担月額等について審査し、入所受給者証を交付する。また、給付費等支給決定を行った障害児に係る給付等の内容を管理する。 【具体的内容】 ①上限負担月額を決定するために、入所給付費支給の申請の際に提出された申請書及び住民票等に記載された当該入所児童の保護者及びその同一世帯に属する者に係るマイナンバーを用いて、生活保護実施関係情報及び市町村民税課税状況について調査する。 マイナンバーを用いて課税状況の調査を行うことにより、申請時に添付する書類の省略化を図るとともに、審査事務の省力化を図る。 ②受給者証を交付した障害児に係る給付等の情報に基づき受給者台帳を作成し、管理することにより、給付費支払の根拠とする。 また、他所属又は他機関からの照会に対して、定められた範囲で障害児入所措置等に関する情報の提供を行う。	【概要】及び【具体的内容】については変更ないため省略 【具体的内容】の下部に下記の記載を追加 【Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務について】 ・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。	事前	PMHを活用した医療費助成のオンライン資格確認制度の運用開始に向けて追記
令和7年8月5日	I 関連情報 ③システムの名称	児童相談ITナビシステム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム	児童相談ITナビシステム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、Public Medical Hub (PMH)	事前	PMHを活用した医療費助成のオンライン資格確認制度の運用開始に向けて追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月5日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○情報照会に係る根拠 番号法第十九条第八号 番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報 の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)第二条 表 十一の項、十八の項及び十九の項 ○情報提供に係る根拠 番号法第二十一条第二項及び第二十八条	番号法第19条第8号 ○情報照会に係る根拠 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)第2条 表 11の項及び18の項 ○情報提供に係る根拠 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)第2条 表 14の項、18の項、20の項、42の項、80の項、81の項、125の項、144の項、155の項及び161の項	事後	記載誤りによる修正